

広報

## のぼりべつ

●No. 366 ●昭和58年3月1日発行 ●発行／北海道登別市 ●編集／総務部企画広報課 ●印刷／北海印刷

## 主な内容

- 第1回定例市議会 不況対策に一部事業費を計上 当初予算は骨格予算を提案……2P
- 市民の健康を守る“医療費助成制度”…3P
- 明るくたくましい子に（入園・入学の心構え、豊かな心を育てましょう、家庭教育としつけ）…4・5P
- 転勤シーズンです、届け出はお早めに…7P



## 想い出を形に残して

鷲別小学校 卒業生全員によるレリーフ作り

卒業シーズンも真近かにせまり、市内各小学校では何か想い出を残そうと、卒業記念作品の製作が進められています。

ここ鷲別小学校でも、6年生全員が協力して、団工の時間や放課後、小学校生活最後の大仕事に真剣に取り組んでいます。

今年の作品は、タタミ4枚ほどもあるレリーフの大作です。テーマは“躍動”。サッカーの試合で球を追いかける子どもたちの姿が生き生きと表現されています。

このレリーフが完成するとやがて卒業式。6年間の思い出と期待を胸に、中学校というひとまわり大きな世界にはばたいていきます。

今年市内小学校を卒業する児童は1048名。みんな期待と不安で胸がいっぱいです。これからの中学校生活について、家族団らんの中で話し合うのも意義のあることではないでしょうか。

3.1 '83



6月オープン予定の市民会館 写真は 1,000人収容の大ホール。

昭和五十八年第一回定例市議会は、三月一日から開会されます。

第1回  
定例市議会

# 不況対策に一部事業費を計上

## 一般会計は

ため昭和五十八年度当初予算は、政策的な事業費を盛り込みます。常経費を主体とした骨格予算で成が行なわれました。

建設事業や市道舗装排水整備事業などで、総額では約八億二四〇〇万円になります。

## 幌別保育所を廃止

称号です。

今議会には市民会館の運営の方  
法などを決める市民会館条例案が  
提案されます。

登別市名譽市民は、市勢の発展  
や社会文化の振興に著るしい功績  
があつたかたに対し、その功績と

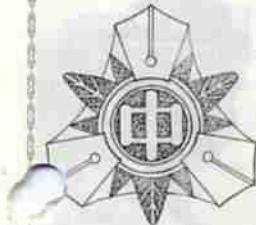
名譽市民に  
志賀裕さん  
「登別市民会館」となります。  
名称は「登別市民会館」となります。  
見張るような豪華さです。また  
ールなど設備のひとつひとつが目

年生になり、残り一七名に対しても新入児童も多くは見込めませんのでやむを得ず廃止の提案をするものです。

幌別保育所が廃止されても、現在入所している児童や今後入所を希望されるかたについては、幌別保育所で十分受け入れができるまでのまつたく心配はありません。

## 緑陽中学校の校章が決定

デザインは 鎌田とし子さん



同校は、全生徒六百六名で、  
タートしますが、この校章によ  
さわしい立派な校風を築きあげ  
ることが期待されます。

中学校一年 鍾田とし子さん  
作品が選ばれたものです。

決った校章は、中央部が円で、  
その中に「中」の字を配し、太  
陽の光に包まれた中学校という  
意味を表しています。三本の矢  
は正義、真理、平和の追求を  
表し、三つの葉は知、徳、体を  
表しています。

今回の議会には、これらの議案のほか、国保税の納期を四期から六期に緩和する案や、一定所得以下の国保加入者のため、国保税軽減額を引き上げることなども提案され審議されることになっています。

登別市の發展に尽力され、その功績は多大なものがありますので、初の名誉市民として推せんし同意を得るものです。

栄誉を永く讃えるために贈られる  
称号です。

登別市名譽市民は、市勢の発展や社会文化の振興に著しい功績があつたかたに対し、その功績と

名譽市民に  
志賀裕さんを推せん

新生になり、残り一七名に対する新入児童も多くは見込めませんのでやむを得ず廃止の提案をするものです。

ご利用ください  
求人情報コーナー  
=東役所1階ロビー=



市役所一階市民コ-ナ-に「求人情報コ-ナ-」を開設しました。

### 領収書による請求

今号では、老人医療を含め、障害者や乳幼児、母子家庭など、市で実施している“医療費の助成制度”的な内容について、下表のとおりお知らせします。

医療費の助成とは、国民健康保険や社会保険などの健康保険証によって、病院などで診療を受け、窓口で支払う自己負担額（69歳の一部・69歳以上のかたは、一部負担を除いた額）を、市が援助することをいいます。

このため、いずれの医療保険にも加入していないかたは、この医療費助成制度を受けることができません。

# 市民の健康を守る 医療費助成制度

事情により受給者証を提示できない場合、かかるときや協定外の病院などで診療を受け、自己負担額を支払った場合は、社会課（市役所一階）で自己負担額の請求手続きをしてください。

手続きの際には、「病院などの領収書」「受給者証」「健康保険証」「印鑑」を持参するとともに、「受給者の口座番号（乳幼児・児童は保護者の口座）」をお知らせください。

- ▽転入・転出のとき。
- ▽住所・氏名が変ったとき。
- ▽生活保護を受けるようになったとき。
- ▽加入している健康保険が変ったとき。

「老人健保制度」

手続きはお早めに

こんなときは、届け出が必要です

2月1日現在で7歳以上の者が

「建業手帳」を交付します。これが出来が需要ですので、保健衛生課

まだ交付を受けていないかたは、市役所一階)までおこしください。

主婦 手紹きを済ませてください。※お問い合わせに 保健衛生課

卷之三

平生集

国語の

◎ 手

卷之三

要  
受給

必正

新編  
日本書

卷之三

届入院給

四

卷之三

新編　大日本書

こんなとき	届け出に必要なもの					
	印 錐	老人医療費受給者証	健康保険証	医療受給者証	健 手帳	国民年金証書又は扶養の診断書
70歳になったとき	○	○	○			
転入してきたとき	○		○		○	
転出するとき	○			○	○	
市内で居住地を変更したとき	○			○	○	
死 亡 の とき	○			○	○	
加入資格を失ったとき(途中で生活保護を受けるようになったとき)	○			○		
伝記をすぎて寝たきりになったとき	○		○			○

## 医療費助成制度の内容

助成が受けられるかた		給付の内容 入院 通院		一部負担 の有無	手續に必要なもの	市役所 窓口	受給者証が使用できる病院等
老 人	① ・65～69才のかた (身体障害者1～3級及び4級の一部) ・70才以上のかた	○ ○	有		障害の程度を証明できるもの (身体障害者手帳又は判定書) ねたきりのかたは医師の診断書	民生部 保健衛生課	老人保健法の受給者証で 全国どこでも使用できます。
	② ①を除く 65～69才のかた (家庭条件・所得制限あり)				戸籍謄本・住民票謄本・資格申立書・所得証明書・ その他家庭条件により必要な書類があります。		③の受給者証で道内どこでも 使用できます。
障 害 者	③ ①・②を除く 69才のかた	○ ○	有			民生部 社会課	④の受給者証で道内どこでも 使用できます。
	① 身体障害者1・2級のかた	○ ○	-		身体障害者手帳		⑤の受給者証で道内どこでも 使用できます。
	② 知能指数(IQ)50以下のかた				身体障害者手帳又は療育手帳・重度の判定書又は 医師の診断書		⑥の受給者証で道内どこでも 使用できます。
乳 幼 児	③ 老人保健法による受給者のうち 障害者①②に該当するかた	一部負担分 を助成	-		老人保健法の受給者証 ①②に掲げる証明できるもの	民生部 社会課	⑦の受給者証で道内どこでも 使用できます。
	0～3歳未満まで	○ ○	-				⑧の受給者証で登別市と協定 している病院等で使用できま す。(登別・室蘭の病院等)
母 子 家庭 等	3～6歳未満まで	○ ○				民生部 社会課	⑨の受給者証で道内どこでも 使用できます。
	児童 <small>義務教育終了前の児童 (園舎がない児童を含む)</small>	○ ○	-		義務教育を受けている児童が、15歳以上に達し ている場合は在学証明書		⑩の受給者証で道内どこでも 使用できます。
	母 <small>義務教育終了前の者を扶養しているかた</small>	○ ○					
その 他	母 <small>20歳未満の未就労者を扶養しているかた</small>	-					
	1.すべての届け出に健康保険証(又は組合員証)と印鑑が必要です。 2.病院等で診療を受けるときは、必ず「受給者証」と「健康保険証」を 一緒に窓口に提示してください。 3.一部負担について、家庭条件等により減免措置制度、老人療養資金貸 付制度(入院の場合)があります。	4.この制度に該当しないかた ●生活保護を受けているかた ●社会保険各法の本人のかた(老人保健法受給者は除く) ●児童福祉施設・精神薄弱者保護施設に入所しているかた					

市では、被害者の保護対策として、市内に住んでいるかたなら、どなたでも加入できる市民交通傷害保険を実施しています。方が一の時にそなえて家族ぐら

家族ぐるみで  
加入しましょう

## 市民交通傷害保険

案詳しくは、企画広報課（田中）  
2111内線242へお問い合わせください。

## ■入園・入学の心構え■

## 明るくたくましい子に



先輩の手ほどきで、ひと足早く音楽の授業を体験。—登別小学校の1日入学から—

## まず、友だちづくりを

これまで家庭の中で、「お山の大将」を決め込んでいた子どもたちも、幼稚園や小学校に入ると周囲は見知らぬ顔ばかりです。

しかし、友だちづくりは急速に進みます。一日も早く友だちを持つことがなかなかできません。

また、口の重い子とか神経質な子どもは、集団生活の中で我慢する

か「もっとよい友だちはいないの」などというのは、車なる大人の感覚でしかない場合が多いものです。

まず子どもの世界を知ること、これが母親の第一の役割といえま

す。

●一人で通学できますか。

●通学路をいつしょに歩いて

●新入学（園）児を輪

くることが、子どもたちにとつて 通園・通学をより楽しいものにする第一の秘訣です。

自己主張の強い子は協調性に欠けるところがあり、集団の遊びになじめず、すぐけんかをはじめた

友だち関係で気をつけたいのは子どもの前で友だちの欠点を口にしないことです。

「あの子と遊ばないよう」と

「一人でできますか。

●入学前にチェックしておきたいこと

●歩いて

●自転車を利用し始め

わが子の誕生以来、惜しみない愛情を注いできた子どもも、そろそろ独り歩きの時期です。社会生活への第一回

新たに幼稚園や小学校に入園・入学する子どもを持つ家庭では、今、その日を待ちわびているのではないでしょうか。

門といえる集団生活をスムーズに送るためにも、入園・入学シーズンを控え、たこの一ヶ月間が大切な準備期間です。

今号では、子どもの明るく元気な成長を願って、入園・入学前の心構えをみつめなおしてみました。

こういった性格の子どもに対しても、母親はそれとなく手助けをしてあげ、一日も早くみんなと遊べるように導いてあげてください。

友だち関係で気をつけたいのは子どもの前で友だちの欠点を口にしないことです。

「あの子と遊ばないよう」と

「一人でできますか。

入園・入学前に  
これだけは約束や規則を  
守る子に

幼稚園や学校には、集団生活の決まりがあります。家庭では許される依頼心や甘えも、これからは通用しません。

みんなで決めた約束やルールを守ることは、社会生活をしていくうえで第一の基本です。

幼稚園や学校は、子どもにとつては最初に経験する社会であり、ひとりの「市民」としてスタートの場もあります。

●はつきりいえますか  
●「はい」「いいえ」の意思表示や「おはようございます」「さようなら」などのあいさつがいえますか。

●自分の名前がいえて、書けますか。  
●からだの悪いところはありますか。  
●してほしいことや、したいことがきちんといえますか。

## お母さん こんなことに気をつけて

バス通学区間がある場合には乗り降りのしかたや、バスの直前、直後の横断は危険なことなど、一つひとつ注意してあげることが大切です。

●青信号でも、「右・左・右」で横断——「青になつたら渡りなさい」と、よくいますが、左折車や右折車でまだ交差点に残っている車もいます。

●子どもは自分中心でそういう車が入りません。青になつたら、ソレッとばかり駆け出しがたがるのです。

●青でも「右・左・右」の習慣を身につけるようにしましょう。

●忘れ物が事故を招くこともあります。寝る前に翌日の準備を済ませるよう習慣づけましょう。

たら、忘れずにほめてやりましょ  
う。守れなかったときは、かかる  
前に子どもの身になつて、たとえ  
内容的に無理がなかつたかどうか  
か、強制すぎても子どもの心情に  
キズをつけることはなかつたかー  
などの点をよく考えてから、適切  
な助言をするのが効果的です。

●と広がつたり、新たに自転車を利用し始めたりする新入学（園）見については、これまで以上に注意が必要です。

特に、行動範囲がグ

ラウンドで、守るために、お母さん向けのアドバイスをまとめてみました。

●通学路をいつしょに歩いて

●新入学（園）児を輪

●歩から守るため、お母さん

をまとめてみました。







市民憲章

ふれあう心の合言葉

一、自然を愛し力をあわせて、緑と空気と太陽のいっぽいあるきれいなまちをつくりましょう。

## 焼死者事故を防ぐために

- 火災が発生しやすい時期です。悲惨な焼死事故を防止するため、次の点に注意しましょう。
- 身体不自由者や老人は、避難しやすい場所に寝かせましょう。
- 出入口に避難の障害となる物は置かないようにしましょう。

- 外出するときや就寝するときは必ずストーブを消しましょう。寝タバコは絶対やめましょう。
- ストーブのそばに洗濯物を干さないようにしましょう。
- ガスの使用時に、その場を離れる時は消してからにしましょう。



## 優良運転の該当者を受け付けています

登別交通安全協会では、五十八年度の優良運転者を表彰するため、次とのおり対象者を受け付けています。

○5年表彰：無事故・無違反の期間が、引き続き5年になる運転者。

○10年表彰：同じく10年になる運転者。

▽受付先  
○登別・栄地区に居住のかた…大岩昌生（田⑥7045）  
○公園・富岸地区に居住のかた…

○登別・幌北地区に居住のかた…岩博（田⑤2613）  
○登別・富浦地区に居住のかた…神博（田⑤2320）  
○幌南地区に居住のかた…唐間義三（田⑤2333）  
○登別温泉・カルス地区に居住のかた…原耕作（田④3411）

○登別・幌北地区に居住のかた…大岩昌生（田⑥7045）  
○登別・富浦地区に居住のかた…岩博（田⑤2613）  
○幌南地区に居住のかた…唐間義三（田⑤2333）  
○登別温泉・カルス地区に居住のかた…原耕作（田④3411）

○登別・幌北地区に居住のかた…岩博（田⑤2613）  
○登別・富浦地区に居住のかた…神博（田⑤2320）  
○幌南地区に居住のかた…唐間義三（田⑤2333）  
○登別温泉・カルス地区に居住のかた…原耕作（田④3411）

## 講習会を開催

▽場所 労働福祉センター（市民ホール横）  
▽受講料 無料

▽用意する物 筆記用具

▽申込期間 3月15日まで

▽申込先 労働福祉センター（市民ホール横）

▽申込期限 3月15日まで

▽申込料 4%

## 種駒をあつせん

▽申込期間 3月15日まで

▽申込先 労働福祉センター（市民ホール横）

▽申込期限 3月15日まで

▽申込料 4%

▽申込料 4%